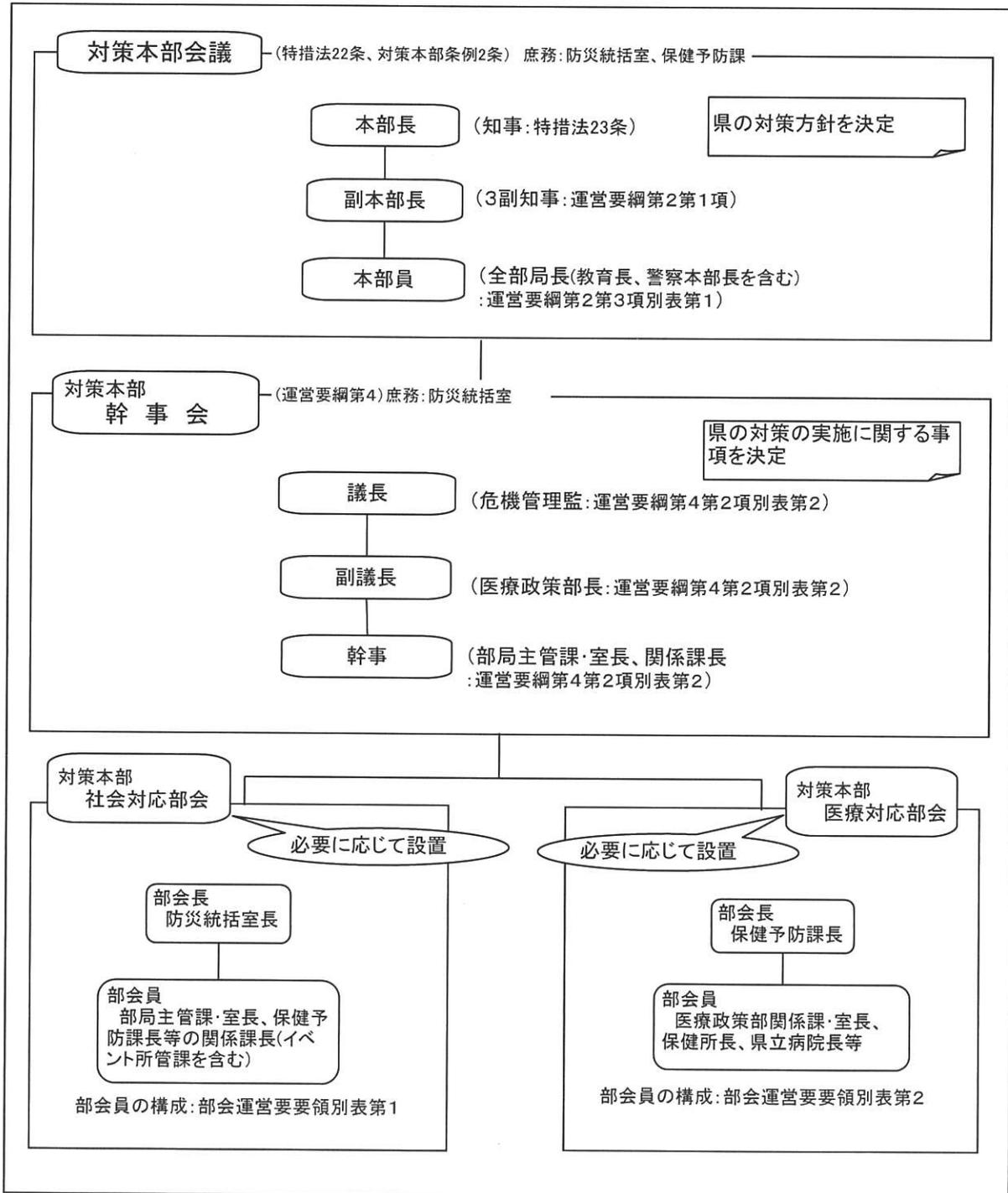


○対策本部会議の構成について

これまで、任意の要綱(奈良県新型インフルエンザ対策本部設置要綱:H17.12制定)により対策本部を運営してきたが、平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行にあわせて、奈良県新型インフルエンザ等対策本部条例を施行した。このたび、対策本部の運営のうち、特措法及び条例で規定していない事項について、奈良県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱及び同対策本部部会運営要領を新たに定め、対策本部の運営と構成を確定させる。

○構成課の選定について

現行の任意の要綱に規定している課室を参考に、①各部局主管課室②奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画に、所管業務で関連する記述がある課室③指定地方公共機関に指定する機関と関連が深いと考えられる課室について、幹事会や部会構成課室として選定した。



※ 情報共有には、従来からある「防災・危機管理庁内連絡会議」(部局主管課の補佐級が構成員)の枠組みを活用